

## 2022（令和4）年国民生活基礎調査 匿名データの作成方針

## 1 基本的な考え方

本調査の匿名データについては、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）の匿名化処理基準に準拠した秘匿措置、並びに過去の答申で提供している2019年国民生活基礎調査の匿名データAと匿名データB（諮問第178号の答申、令和5年8月21日）に準じて作成・提供する。ただし、社会情勢の変化等を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講じる。

## 2 作成する匿名データの構成概要

今まで作成を行ってきた国民生活基礎調査に係る匿名データと同様に、以下の匿名データを作成する。

匿名データの種類	調査本体の標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの標本の大きさ
匿名データA	約20.4万世帯	約2割	約3.1万世帯
匿名データB	約1.9万世帯	約2割	約0.5万世帯

※「匿名データA」は、「世帯票」、「健康票」の情報を統合したもの

「匿名データB」は、「世帯票」、「健康票」、「所得票」、「貯蓄票」の情報を統合したもの

## 3 適用する匿名化処理

本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を基本とし、原則として、前回答申の「2019年国民生活基礎調査の匿名データ」の匿名化処理を適用する。

ただし、新規の調査項目及び社会情勢の変化により、以下のとおり変更する。

## 新規の調査項目

## 【世帯票】

「主に手助けや見守りをしている方の年齢階級」は、そのまま提供する。

## 【健康票】

「日常生活における機能制限の状況」は、他の項目（性・年齢階級等）との組み合わせにおいて、度数が少なく特定のリスクが高い項目もあることから、日常生活における6つの機能（ア）～（カ）のうち、1つでも「3 とても苦労します」「4 全く出来ません」と回答した者を「日常生活における機能制限がある者」とし、「3 とても苦労します」「4 全く出来ません」の回答がない者を「日常生活における機能制限がない者」として提供する。

## 4 その他

## ●廃止等の調査項目の変更点は以下のとおり

## 【健康票】

「サプリメントのような健康食品の摂取の有無」 1. はい、2. いいえ

## ●その他の措置等

匿名データの作成・確認表を作成する際に、組み合わせ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化処理を行う。

## 5 提供予定時期

令和9年8月